

## カ. 損害保険会社との契約について

当社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、富士火災海上保険株式会社との間で損害保険契約を締結しております。当該保険契約は、当社が地盤解析を行い地盤品質証明書を発行した戸建住宅において、不同沈下等による地盤事故が発生した場合、引渡日より10年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用等を補填するものであります。

しかし、将来においても同等の条件での保険加入が継続できるか、あるいは賠償請求を受けた場合に十分に地盤補修費用が補填されるかについては保証できません。また現状、当該保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び富士火災海上保険株式会社の2社のみとの契約となっております。

今後は事業の拡大に伴い契約社数を拡大する等、リスクの分散をしていきたいと考えておりますが、当社及び損害保険会社を取り巻く環境の変化等により当該保険契約の継続が困難となった場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

## ②事業環境等に関するリスク

### ア. 事業環境に関するリスク

当社が提供するサービスは、地盤業界（広くは住宅業界）に属しておりますが、我が国の人ロ・世帯数は減少局面に入っており、今後も住宅着工戸数は緩やかに減少していくものと考えられます。そのため、国内の新設着工戸数の減少による競争激化や地盤関連市場の縮小は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## イ. 地盤解析業務に係わる法的規制

地盤解析業務というサービスは法的に規定されたものではなく、将来、何かしらの理由により、地盤解析業務というサービス自体に法的な規制が設けられた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ウ. 戸建住宅等の地盤解析基準（地耐力に応じた基礎仕様）が明確なものとなった場合のリスク

当社の地盤解析基準は、国土交通省令を始めとする関係法令ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいておりますが、将来、何かしらの理由により、戸建住宅等の地盤解析基準が明確なものとなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## エ. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（住宅瑕疵担保履行法）に関するリスク

当社は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づいて、地盤解析事業を行っておりますが、将来、何かしらの理由により、法律の条文や解釈の変更があり、当社の地盤品質証明の意義が薄れた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ③組織体制に関するリスク

### ア. 特定人物への依存について

当社の代表取締役である山本強は、住宅地盤に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事